

●香川県告示第188号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成28年5月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成28年5月10日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市土器町東7丁目89番4、97番2及び同地先農道・水路
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.24メートル～4.74メートル  
延長 28.63メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。